

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第77号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「別表細目」という。）を当該別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）			
施設名	項目	1回当たりの使用料の額		施設名	項目	1回当たりの使用料の額	
鳥取県立総合療育センター	1 予防接種	(1) <u>インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいう。以下同じ。）</u>	3,730円	鳥取県立総合療育センター	1 予防接種	(1) <u>インフルエンザ</u>	3,730円
		(2) <u>新型インフルエンザ（感染症予防法第6条第7項第1号に規定する新型インフルエンザをいい、病原</u>	3,600円（1回目を同施設において受けた者が2回目を同施設において受ける場合において、2,550円）				

		体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH1N1であるものに限る。以下同じ。)			
		(3) 略			(2) 略
		(4) 略			(3) 略
		(5) 略			(4) 略
		(6) 略			(5) 略
		(7) 略			(6) 略
		(8) 略			(7) 略
	2	略		2	略
鳥取県立鳥取療育園	予防接種	(1) インフルエンザ	3,730円	鳥取県立鳥取療育園	予防接種 インフルエンザ
		(2) 新型インフルエンザ	3,600円(1回目を同施設において受けた者が2回目を同施設において受ける場合にあっては、2,550円)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。